

長与町町制施行 50 周年記念

協

賛

事

業



募

集

すこやかな
未来をはぐくむ
長与町

町民の皆さまをはじめ、団体・企業などの皆さまが実施する事業やイベントのうち、ともに長与町の50周年を盛り上げていただける事業を協賛事業として募集します。

《支援内容》

- ・「長与町町制施行 50 周年記念協賛事業」の冠の使用
- ・ロゴマーク及びキャッチフレーズの使用
- ・50 周年記念事業としての町ホームページ等での周知

■対象事業

- ・本町の地域の活性化に寄与すると認められる事業
- ・広く町民を対象とし、原則として町内で実施される事業。
- ・平成31年1月1日から平成31年12月31日までに実施される事業

■主催者の資格

- ・町内に在住・在勤・在学している方を含む団体
- ・町内で活動している団体
- ・町内に事務所または事業所を有する法人

■申請方法

申請書に事業内容がわかる資料と団体の概要・活動内容がわかる書類を添えて、政策企画課へ提出してください。申請受付後、町より承認の可否を通知します。
※申請にあたっては、必ず協賛事業実施要綱をご確認ください。

詳しくは
長与町 50 周年記念サイト
をご確認ください！



【問い合わせ】 長与町役場政策企画課

電話 095-801-5661 (直通)
長与町 50 周年記念サイト

メール kikaku@nagayo.jp
<http://www.nagayo50.jp>



長与町町制施行50周年記念協賛事業の募集について

■対象事業

- ・本町の地域の活性化に寄与すると認められる事業
- ・広く町民を対象とし、原則として町内で実施される事業。ただし町民の幅広い参加が期待できる事業または町制施行50周年の周知が期待できる事業である場合は、この限りでない。
- ・平成31年1月1日から平成31年12月31日までに実施される事業

■主催者の資格

- ・町内に在住・在勤・在学している方を含む団体
- ・町内で活動している団体
- ・町内に事務所または事業所を有する法人

■協賛の内容

- ・「長与町町制施行50周年記念協賛事業」の冠の使用
- ・ロゴマーク及びキャッチフレーズの使用
- ・50周年記念事業としての町ホームページ等での周知

■申請方法

申請書に必要な事項をご記入のうえ、事業内容がわかる資料と団体の概要および活動内容がわかる書類を添えて、郵送または持参により、政策企画課へ提出してください。

申請受付後、町より承認の可否を通知します。

※申請にあたっては、必ず協賛事業実施要綱をご覧ください。

(長与町50周年記念サイト <http://www.nagayo50.jp> でご確認いただけます。)

その他注意事項

■協賛事業の対象とならない事業

- (1) 営利を主たる目的とする事業
- (2) 法令、公序良俗などに反する事業
- (3) 特定の政治、思想、宗教等の活動に利用されるおそれのある事業
- (4) 長与町暴力団排除条例(平成24年条例第17号)に規定する暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者と密接な関係を有する事業
- (5) 実施計画等が完全でなく、実施の確実性を欠く事業
- (6) 参加者からの入場料その他費用徴収の目的並びにその金額が適正でない事業
- (7) 記念事業の品位を害し、又は正しい理解を妨げるおそれのある事業
- (8) 町の信用失墜に至るおそれのある事業
- (9) その他町長が適当でないと認める事業

■実施報告書の提出

事業終了後、実施報告書に記録写真等実施内容のわかる書類を添えて、政策企画課へ提出してください。

【問い合わせ】 政策企画課 町制施行50周年記念事業担当

〒851-2185 長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷 659 番地 1

電話 095-801-5661 (直通) ※平日 8時45分から 17時30分 メール kikaku@nagayo.jp